

理 由 書

竹原市小型浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けて行う合併処理浄化槽の設置場所は、今後駐車場にする予定はなく、浄化槽の破損につながる荷重が掛かることがないため、竹原市小型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第2条第5号の設置工事基準の緩和（支柱工事の省略）を求めます。

なお、浄化槽の設置後であっても、上記の事項を遵守、履行できなかった場合、補助金を取り消されても異議を申し立てません。

竹 原 市 長 様

令和 年 月 日

設 置 者：住 所
氏 名

工 事 業 者：

浄化槽設備士：

免許交付番号：